

◆戸籍届出の手続き◆

No 5

養子縁組の要件について、9月号広報に掲載しましたが、今回は、届書に関することをお話しします。

■養子縁組届■

養子縁組の届出は、当事者である養親と養子の双方がすることになります。と言っても、別々にするのではなく、一枚の養子縁組届(各市町村役場の戸籍係にあります)に養親・養子がそれぞれに各欄を記入のうえ、署名・押印していただければ結構です。

届書左側上部①が、養子(養女)の記入欄となり、右側上部②が、養親の記入欄となります。

また、養子が十五歳未満であれば、養子の親権者(実親又は、前養親)、親権者がいない場合は、後見人が代わって届出をすることになりますので、届書左側下部③の記入が必要と

なります。

なお、養子縁組は、届書を市町村へ提出することによりその効力が発生する創設的届出のため、証人が2名必要となります。証人になられた方は、届書右側下部④に記入し

ていただくこととなります。以上が、各人の記入欄になりますが、記入事項の中には分かりづらい箇所がありますので、各市町村の戸籍担当者にお尋ねください。

記入の注意

和字や清字やハイインキで書かないでください。
本籍地でない戸籍に出すときは、2番または3番を出してください。また、その際戸籍謄本も必要です。
養子になる人が未成年で養親になる人が本籍のときは、一緒に本籍をしなければなりません。
養子になる人が未成年のときは、あらかじめ家庭裁判所の戸籍の審判を受ける必要があります。
養子になる人が十五歳未満のときは、その法定代理人が署名押印してください。また、その法定代理人は別に届書をすべき者として又はは母(養父母を含む)に決定されているときは、その者の同意が必要で、その者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

① 養子になる人
氏名 養子 氏名 養女 氏名 養女
生年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
住所 番地 番地 番地
(住民登録をしているところ) 養親の氏名
本籍 養親の氏名
(外国人のときは) 養親の氏名
(国籍だけを書いても可い)
父母の氏名 父 続き柄 父 続き柄 母 続き柄 母
父母との続き柄
入籍する戸籍 養親の現在の戸籍に入る 養子夫婦で新しい戸籍をつくる
または 養親の新しい戸籍に入る 養子の戸籍に變動がない
新しい本籍 養親の氏名
協議をすべき者の有無 養子になる人が十五歳未満のときに書いてください。
 届出人以外に養子になる人の協議をすべき者 父 母 養父 養母がいる
 上記の者はいない。
届出人 養父 養母
署名押印 印 印

② 養親になる人
氏名 養父 氏名 養母 氏名 養母
生年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
住所 番地 番地 番地
(住民登録をしているところ) 養親の氏名
本籍 養親の氏名
(外国人のときは) 養親の氏名
(国籍だけを書いても可い)
父母の氏名 父 続き柄 父 続き柄 母 続き柄 母
父母との続き柄
入籍する戸籍 養親の現在の戸籍に入る 養子夫婦で新しい戸籍をつくる
または 養親の新しい戸籍に入る 養子の戸籍に變動がない
新しい本籍 養親の氏名
協議をすべき者の有無 養子になる人が十五歳未満のときに書いてください。
 届出人以外に養子になる人の協議をすべき者 父 母 養父 養母がいる
 上記の者はいない。
届出人 養父 養母
署名押印 印 印

③ 届出人
(養子になる人が十五歳未満のときに書いてください)
資格 親権者 父 養父 養親人 後見人 親権者 母 養母
住所 番地 番地
本籍 養親の氏名 養親の氏名
署名押印 印 印
生年月日 年 月 日 年 月 日

④ 証人
署名押印 印 印
生年月日 年 月 日 年 月 日
住所 番地 番地
本籍 養親の氏名 養親の氏名

国民年金

■サラリーマンの奥さん届出はお済みですか

サラリーマンの奥さんは、ご主人に扶養されると第3号被保険者となります。しかし、長い人生の間には就職、転職、退職など、いろいろな節目があります。国民年金も、節目節目の届出が必要です。

万が一の事故のときや、老齢になったときに年金が受けられなくなったり、年金額が少なくなったりしないように忘れずに届出をしましょう。特にサラリーマンに扶養されている奥さんは、ご主人が退職や転職されたときは、奥さんの加入の種別も変わりますので届出が必要です。



■国民年金の保険料は納めましたか

納めましたか

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。納め忘れのある方は、至急納めて下さい。納め忘れがあると、将来、受ける年金が少なくなったり、受けられなくなったりすることがあります。

年金は、歳を取ったときだけでなく、万一の事故・病気などで障害者になったときや、ご主人に先立たれたときなどにも支給されます。しかし、このような年金も保険料を納めていないと受けられないことがあります。必ず、忘れずに保険料を納めましょう。